

## 平成28年度第6回

# 野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 平成28年11月29日(火)

午前9時から

場所 市役所5階 511・512会議室

### 1 開 会

### 2 個人情報取扱事務について

#### 報告事項

- ・職員による障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届(人事課)
- ・障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届(障がい者支援課)
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務の事務変更届(障がい者支援課)
- ・罹災者の市営住宅の一時使用許可事務の事務開始届(営繕課)
- ・指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告(清掃計画課)

### 3 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて

- ・「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

### 4 閉 会

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年11月11日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	職員による障がいと理由とする差別に関する相談事務				
届出担当課等の名称	総務部人事課				
事務の目的	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの野田市職員による障がいと理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいと理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る。				
対象者の範囲	障がいのある人並びに家族、支援者、介助者及び法定代理人その他のコミュニケーションを支援する者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> その他(ファクシミリ番号、メールアドレス)			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> その他(本人との関係)			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由(第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他			
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他			
⑦その他	障がいと理由とする差別に関する相談の内容				
事務開始年月日	平成28年4月1日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号(根拠法令 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ) 目的外利用・提供をしている理由(第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他( )				

職員による障がい理由とする差別に関する相談事務の内容

- 1 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条の規定により、障がいのある人及びその家族その他の関係者（以下「障がいのある人等」という。）からの野田市職員による障がい理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がい理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、職員による障がい理由とする差別に関する相談窓口を人事課に設置する。
- 2 障がいのある人等は、職員による差別的取扱いや合理的配慮の不提供及び環境整備について、人事課に相談する。相談は、窓口において行うことを原則とし、手紙、電話、ファクシミリ又はメールなど他の手段を用いて障がいのある人等と意思疎通が行えるよう配慮することとする。
- 3 人事課は、障がい者支援課及び担当課と個人を特定する情報を含む相談内容を共有して対応することについて、障がいのある人等から同意を取る。
- 4 人事課は、障がい者支援課と連携し、担当課から状況を確認した上で、障がいのある人等と担当課との調整を行い当該相談の内容の解決を図る。
- 5 人事課は、解決までの経緯を「障がい理由とする差別に関する相談記録票」に記録し、また、個人を特定する情報を除き「障がい理由とする差別に関する相談記録簿（以下「相談記録簿」という。）」に記録する。
- 6 人事課は、相談記録簿の情報を以後の相談、研修及び対応要領の見直し等に活用する。

人事課	課長	補佐	係長	係員
障がい者 支援課	課長	補佐	係長	係員

障がいを理由とする差別に関する相談 記録票 (No. \_\_\_\_\_)

対応者		年月日	平成 年 月 日 午前午後 時 分～ 時 分
障がい者支援課担当者			

○相談者

氏名		住所	
本人との関係		連絡先	
相談手段		個人を特定する情報の提供の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

○障がいのある人（本人）の状況

氏名		住所	
年齢	歳	性別	男・女
障がいの種別	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 高次脳機能 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

○相談内容

<input type="checkbox"/> 不当な差別 <input type="checkbox"/> 合理的配慮の要求 <input type="checkbox"/> 環境整備 <input type="checkbox"/> その他
《概要》 担当課 ( )



1:資格 2:職算 3:言語 4:肢体  
5:内服 6:知的 7:精神 8:発  
達 9:高次脳機能 10:難病 11:  
(その他)

### 障がいと理由とする差別に関する相談記録簿

1:説明により解決  
2:合理的配慮の提供により解決  
3:その他

NO	相談年月日	年齢	性別	障がいの状況	相談内容	相談内容	対応内容	対応結果	備考
1									
2									
3									
4									
5									

1:不当な差別  
2:合理的配慮の要求  
3:環境整備  
4:その他

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年11月24日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	障がいを理由とする差別に関する相談事務		
届出担当課等の名称	保健福祉部障がい者支援課		
事務の目的	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る。		
対象者の範囲	障がいのある人並びに家族、支援者、介助者及び法定代理人その他のコミュニケーションを支援する者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> その他(ファクシミリ番号、メールアドレス)	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> その他(本人との関係)	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由(第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他	
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	
⑦その他	障がいを理由とする差別に関する相談の内容		
事務開始年月日	平成28年4月1日		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外( <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号(根拠法令 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ) 目的外利用・提供をしている理由(第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他( )		

障がいを理由とする差別に関する相談事務の内容

- 1 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条の規定により、障がいのある人及びその家族その他の関係者（以下「障がいのある人等」という。）からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、障がいを理由とする差別（市の職員による差別を除く。）に関する相談窓口を障がい者支援課に設置する。
- 2 障がいのある人等は、差別的取扱いや合理的配慮の不提供及び環境整備について、障がい者支援課に相談する。相談は、窓口において行うことを原則とし、手紙、電話、ファクシミリ又はメールなど他の手段を用いて相談者との意思疎通が行えるよう配慮することとする。
- 3 障がい者支援課は、障がいのある人等からの同意がある場合に、野田市障がい者相談員、中核地域生活センター、民生委員その他の関係機関と相互に情報提供を行う。
- 4 障がい者支援課は、状況を確認した上で、障がいのある人と差別をしたとされる者との調整を行い、当該相談の内容の解決を図る。
- 5 障がい者支援課は、解決までの経緯を「ケース管理票」に記録する。



ケース管理票(フェイスシート1) 最終更新日 年 月 日 受付年度 地区 No.

日時	平成 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		受付者
相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他		相談場所
相談経路	経由機関・担当者名	連絡先	( )
	<input type="checkbox"/> 当事者関係者相談員、専門相談 <input type="checkbox"/> 野田市障がい者相談員 <input type="checkbox"/> 中核地域生活センター <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> その他( )		
把握経路			

事案当事者

相談者	相談者の区分		<input type="checkbox"/> 差別(虐待)を受けた者 <input type="checkbox"/> 差別(虐待)をしたとされる者		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> 家族	
	(ふりがな)氏名	住所	年齢	才代	性別	
	電話番号	障がいの状況等	生年月日 年 月 日			
	障がい種別	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 言語等 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> 発達障がい <input type="checkbox"/> 高次脳機能障がい <input type="checkbox"/> 性同一障がい <input type="checkbox"/> その他				
情報提供の同意			広域専門指導員 地域相談員への 相談状況	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
相談者 連絡先	(ふりがな)氏名	住所	年齢	才代	性別	
	電話番号	( )	当事者との関係等			
	情報提供の同意					
差別(虐待)をしたとされる者	氏名(名称)	住所(所在地)	年齢	才代	性別	
	電話番号	( )	所属等			
	区分	<input type="checkbox"/> 行政機関(市町村・都道府県・国・その他) <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他				
	情報提供の同意			<input type="checkbox"/> 養護者 <input type="checkbox"/> 障がい福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者		
特記事項						

担当チーム

所属・職	氏名	役割分担
野田市障がい者相談員		
広域専門指導員		
中核地域生活支援センター		
健康福祉センター		
児童相談所		
市役所( )		

ケース管理票(フェイスシート2)

受付年度		地区		No.	
------	--	----	--	-----	--

相談概要	□差別	分野	<input type="checkbox"/> 福祉サービス <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 商品・サービス <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 建物・交通機関 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 情報の提供等 <input type="checkbox"/> その他
		類型	<input type="checkbox"/> 不利益な取扱い <input type="checkbox"/> 合理的配慮の欠如 <input type="checkbox"/> その他
	□虐待	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
内 容	対応内容	<input type="checkbox"/> 広域専門指導員と連携 <input type="checkbox"/> 県権利擁護センターへ連絡 <input type="checkbox"/> 警察へ通報 <input type="checkbox"/> 野田市自立支援・障がい者差別支援地域協議会との連携 <input type="checkbox"/> その他(                    )	
解決に係る本人の意向			
問題点			
対応の状況 (提供した情報等)			

( 記録 )



ケース管理票(評価シート)

受付年度		地区		No.	
------	--	----	--	-----	--

相談分野		相談内容の概要	(についての事案)
------	--	---------	-----------

目標の設定及び到達度

主 訴				
設定した 目 標				
対 応	(どう取り組んできたか)			
対応の結果				
対応した 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
差別相談	活 動 態 様	<input type="checkbox"/> 相手方との調整 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 状況聴取	(県条例) <input type="checkbox"/> 調整委員会申立て	
	類 型	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い <input type="checkbox"/> 合理的配慮の欠如 <input type="checkbox"/> その他		
課題等				

( 記 録 )

個人情報を取り扱う事務 ~~変更~~ ~~廃止~~ 届出書

平成28年11月22日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務
届出担当課等の名称	保健福祉部障がい者支援課
<del>変更</del> <del>廃止</del> 年月日	平成28年11月22日
<del>変更</del> <del>廃止</del> の理由	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の規定により設置する協議会の機能を、既存の野田市地域自立支援協議会に合わせることもたせることとしたため。
変更内容	<p>1 事務の名称 変更前「野田市地域自立支援協議会運営事務」 変更後「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務」</p> <p>2 届出担当課等の名称 変更前「保健福祉部社会福祉課（障害者総合相談・就労支援センター）」 変更後「保健福祉部障がい者支援課」</p> <p>3 事務の目的 変更前「障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10に規定する地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、野田市地域自立支援協議会を設置する。」 変更後「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための協議をする。」</p> <p>4 対象者の範囲 変更前「地域自立支援協議会委員、障害者総合相談・就労支援センター利用者」</p>

	<p>変更後「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員、障がいに関する生活全般の相談者、障がい者に対する障がいを理由とする差別に関する相談者」</p> <p>5 個人情報の記録項目 (⑦その他)</p> <p>変更前「障害者等の相談に関する個人情報」</p> <p>変更後「障がいに関する生活全般の相談、障がいを理由とする差別に関する相談」</p>
備 考	

## 個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成19年3月22日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務				
届出担当課等の名称	保健福祉部障がい者支援課				
事務の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための協議をする。				
対象者の範囲	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員、障がいに関する生活全般の相談者、障がいを理由とする差別に関する相談者				
個人情報 の 記 録 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由(第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他			
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他			
⑦その他	障がいに関する生活全般の相談の内容、障がいを理由とする差別に関する相談の内容				
事務開始年月日	平成19年4月1日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外( <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由(第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・ <u>3</u> ・5・10年 永年・常用 その他( )				

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務の内容

- 1 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
  - (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
  - (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
  - (4) その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。
  
- 2 協議会の委員は、29人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
  - (2) 障がい者団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他市長が必要と認める者



個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年10月28日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	罹災者の市営住宅の一時使用許可事務				
届出担当課等の名称	総務部営繕課				
事務の目的	野田市罹災者の市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、災害により自ら居住する住宅を失い、現に住宅に困窮している市民に対し、応急的措置として一時的に市営住宅を提供するため、一時使用及び一時使用期間延長の申請に対する許可事務を行う。				
対象者の範囲	申請者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同居者の氏名)			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他			
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他			
⑦その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (罹災の状況)				
事務開始年月日	平成28年10月28日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間   1・ <u>3</u> ・5・10年   永年・常用   その他 (   )				

個々の状況に応じて収集・記録する項目

- 1 (口座番号) …市営住宅一時使用に係る使用料を還付する場合
- 2 (契約書) …許可期間の延長を希望する使用者が住宅を新築、修繕又は購入する場合

罹災者の市営住宅の一時使用許可事務の内容

- 1 申請書（添付書類：罹災証明書、誓約書）を提出する。
- 2 市は、使用許可の可否及び許可する期間を決定する。
- 3 許可期間の延長を希望する使用者は、許可期間の満了の日の14日前までに延長許可申請書を提出する。  
※添付書類：住宅を新築、修繕又は購入する場合は、契約書
- 4 市は、延長許可の可否及び延長期間に応じた行政財産使用料の額を決定する。
- 5 使用者は、使用料を一括で全額納付する。
- 6 使用許可の満了日前に、一時使用が終了した場合は、使用料還付請求書により、還付の請求を行う。
- 7 市は、使用者の口座に還付する。
- 8 使用者は、退去する日の2週間前までに、市営住宅返還届を提出し、退去検査を受けなければならない。

# 個人情報目的外利用・提供報告書

野環清第196号  
平成28年11月11日

野田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称	指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査
担当課等の名称	環境部 清掃計画課 ごみ減量係
目的外利用・提供年月日	平成 28年 10月 24日
報告事項	条例第9条第4項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用したこと。  概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	アンケート調査に当たり、農政事務事業（農家組合長名簿）に関する事務の農家組合長の個人情報を利用したもの。

## 指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査

### 1 アンケート調査の概要

指定ごみ袋引換券については、野田市に住民登録している世帯に毎年2月末日の住民基本台帳を基に翌年度分として世帯主宛に送付しています。指定ごみ袋の配布枚数は、年間で7人世帯までは120枚とし、8人以上の多人数世帯の引換枚数は、世帯人数に応じて8人から10人世帯には130枚、11人から13人世帯は140枚、14人以上世帯は150枚に加算をしています。

この度、10月7日に開催した野田市廃棄物減量等推進審議会において、指定ごみ袋の無料配布枚数の見直しと紙おむつ対策について等をご審議いただきました。指定ごみ袋の無料配布枚数の見直しについては、平成27年度の指定ごみ袋の無料交換枚数の引換状況や指定ごみ袋の空隙状況の調査結果を報告したところ、さらに農家の皆様の引換状況を調査する必要があるとのご意見を頂きました。そこで、農家の皆様がどれくらい指定ごみ袋を引換しているか、その他一般世帯との引換枚数に差があるかどうかを確認し、差がある場合には農家分を控除して配布枚数の検討をすることになりました。

このため、農家の代表として農家組合長に指定ごみ袋引換枚数に関するアンケート調査を実施いたしました。

### 2 目的外利用をした個人情報

農政課の農政事務事業（農家組合長名簿）に関する事務において収集した農家組合長に係る住所及び氏名の情報

### 3 目的外利用の内容

調査票発送に使用する封筒の宛名作成

### 4 目的外利用をすることが公益上特に必要があると認める理由

廃棄物減量対策を進めていくに当たり、指定ごみ袋引換券の交付の在り方を適切に検討する上で、農家のごみ袋引換の実情を聴くことが必要であるため。

### 5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

当該個人情報の取扱い担当課である農政課が封筒の宛名作成を行い、清掃計画課はアンケート調査票の作成と、発送作業のみを行った。また、アンケート調査票への回答は無記名とし、調査票の回収の段階で回答者の特定ができないようにした。

・利用件数 171件

## アンケート調査実施内容

(1) 世帯の人数を教えてください。

\_\_\_\_\_人

(2) 無料指定ごみ袋引換券を毎年送付していますが、27年度（27年4月から28年3月まで）は、無料指定ごみ袋分で足りましたか。

いずれかに、○をしてください。

\_\_\_\_\_ 『足りた』 ・ 『足りない』 ・ 『わからない』

(3) (2)で『足りた』方にお聞きします。27年度（27年4月から28年3月まで）は、可燃・不燃無料指定ごみ袋を、おおよそ何枚使用しましたか。

\_\_\_\_\_枚

(4) 可燃ごみについてお聞きします。生ごみをどのように処分していますか。いずれかに、○をしてください。

① 『指定ごみ袋で処理している』

② 『生ごみ堆肥化装置（コンポストや機械式生ごみ処理機等）で処理している』

③ 『その他』（\_\_\_\_\_）

ご協力ありがとうございました。

【参考】 無料指定ごみ袋の配布枚数は、世帯の人数により異なります。

世帯の人数	ごみ袋のサイズと配布枚数	世帯の人数	ごみ袋のサイズと配布枚数
1人	20㍻ 120枚	8人～10人まで	40㍻ 130枚
2人～4人まで	30㍻ 120枚	11人～13人まで	40㍻ 140枚
5人～7人まで	40㍻ 120枚	14人以上	40㍻ 150枚

## 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

### ～外部提供の場合～

適用の要件が示せるかについて、事務局が作成した案に基づく審議とのことであつたが、次のとおり、他団体においても抽象的な表現しか示せていない状態である。

- 一般的には、少なくとも行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること等の理由が必要である。
- 目的外利用を行わなければ、当該事務の目的を達成することが困難であり、かつ、利用する個人情報の内容や当該目的その他の事情を鑑み、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合をいう。
- 目的以外の利用、提供することが社会一般の利益を図るため必要であるかどうかを判断することを意味する。利用すること又は提供の相手方が当該個人情報を使用することについて、合理的な必要性及び正当性があること。

「著しく困難」や「不当に侵害」のような裁量に幅がある基準では、個々の判断が分かれてしまい、事務への適用の可否がはっきりしない。また、提供の相手方が個人情報を必要としており、正当に使用することは当たり前の前提であるので、公益上特に必要がある理由を十分に検討することなく、「提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること」や「提供の相手方が当該個人情報を使用することについて、合理的な必要性及び正当性があること」などの抽象的な表現を安易に適用することも起こり得る。

適用については、個別具体的に事務ごとに判断する必要があるとあり、適用の要件を示すことは適当でないと考えており、野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（以下「手引」という。）及び事例集によって適切な運用を図ってまいりたい。

ただし、現行の手引は、「目的外に利用することが真に市民の利益に寄与するとき」や「他の手段により情報を収集することにより、本人への過度の負担を与えたり、業務の遅延等により市民に迷惑を掛けるおそれがあるとき」という抽象的で実務の参考にならない記載となっていたり、本人の同意に基づき行っている口座振替のことが記載されていたりしているため、手引の記載を改める。また、事例集は新たに作成する。

今回の審議事項としては、手引への記載案に対するご意見をお願いします。

#### 《手引への記載案》

【運用】 条例第9条第1項第5号の規定は、公益上必要な場合ではなく、公益上『特に』必要があるときであることから、適用に当たっては、提供する個人情報の内容、提供形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して慎重に検討すること。その際、事例集を十分に参考にすること。

#### ● 外部提供の場合

事務を開始するためには、あらかじめ審査会の承認を得る必要があることから、事務の開始予定日までに余裕のある2月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務部総務課に協議すること。協議に当たっては、次の事項が分かる資料を準備すること。

- ・ 提供する個人情報を取り扱う事務の事務開始届出書
- ・ 提供する個人情報の内容（住所、氏名及び電話番号の提供など、詳細な項目）
- ・ 提供する個人情報の抽出方法
- ・ 提供方法（紙に記載された個人情報を手渡す、個人情報のデジタルデータをUSBメモリーに複製して手渡すなど）
- ・ 提供の相手方の使用目的
- ・ 提供の相手方の必要性
- ・ 提供の相手方の使用による効果
- ・ 提供に公益上特に必要があると認める理由
- ・ 提供の相手方の使用目的を達成する手段は、ほかにあるか。ある場合に



は、当該方法を選択しない理由

- ・提供の相手方には、ほかに個人情報を収集する方法はあるか。ある場合には、当該方法を選択しない理由
- ・提供の相手方の使用方法
- ・提供の相手方の保管方法
- ・提供の相手方の使用終了後の取扱い（廃棄、返却などの方法及び廃棄等により保管されなくなったことの確認方法）
- ・提供する個人情報の抽出から提供、廃棄又は返却までの流れ
- ・市報等での公表の有無。公表する場合は、その時期（提供前に1回、提供後に1回など）
- ・提供に反対する者がいる場合の対応（提供拒否の申出があった者の情報は提供しないなど。または、該当する全ての者の情報を提供することが提供の相手方の使用目的達成のために必要であり、公共の福祉のために提供拒否の申出があった者の情報も含めて提供する必要があるなど。）
- ・事例集に類似する事務が掲載されているか、全くの新規事例なのか。

《参考：現行の手引》

公益上の必要性により、個人情報を目的外に利用又は提供する例（第9条第1項第5号関係）

- ア 目的外に利用することが真に市民の利益に寄与するとき。
- イ 他の手段により情報を収集することにより、本人への過度の負担を与えたり、業務の遅延等により市民に迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- ウ 各種料金収納のため口座振替を行う場合に、徴収等に関する情報を収納取扱金融機関に提供するとき。

《事例集》

- 個人情報を取り扱う事務の目的外に、当該個人情報を実施機関以外の者に提供することについて、野田市情報公開・個人情報保護審査会に認められた事例（条例第9条第1項第5号を適用）

件名	公益上特に必要があると認める理由
本市の住民基本台帳に記録されている者の住所を、日本年金機構からの照会に応じて提供するもの	日本年金機構が、会社員等のいわゆる第2号被保険者であった者で退職後に第1号被保険者への移行手続きをしない者について、職権により第1号被保険者へ移行する手続きには、対象者の住所が必要となることから、日本年金機構からの照会に応じて対象者の住所を提供することで、対象者の適切な国民年金受給権を確保するため。
自治会関係担当課で収集した自治会長の氏名及び連絡先を、転入者及び工事施工者等に提供するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の地区内への転入者に対して、自治会長の連絡先を提供することで、自治会への加入促進を図るため。</li> <li>・工事施工者等に対して、自治会長の連絡先を提供することで、地区内における工事等の際の適切な安全の確保を図るため。</li> </ul>

- 野田市情報公開・個人情報保護審査会に、公益上特に必要があると認められなかった事例（条例第9条第1項第5号の適用を否定）

○ 野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿の提供

⇒ 野田警察署からの依頼に基づき1月1日現在の野田市内の65歳以上の者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号が記載された高齢者名簿を提供するものであるが、当初は、審査会においても公益上特に必要があると認められていた。しかし、野田警察署への高齢者名簿の提供に反対する市民の方から提供の停止を求める不服申立てがなされ、審査会

において審議された結果、公益上特に必要があると認められないと判断が改められた。市は、この答申を受け、本事務を廃止した。

この事例については、新たな事務の検討に当たり留意すること。

・市が公益上特に必要があると認めた理由

高齢者名簿は、野田警察署において推進している市内に居住する高齢者の犯罪等に対する抵抗力強化を目的とした高齢者の安全・安心総合対策を効果的かつ効率的に推進するために利用されるもので、効果的に高齢者世帯を訪問していただくことは、高齢者の安全と安心を脅かす振り込め詐欺等の犯罪や交通事故に対する抵抗力を強化し、独居高齢者等の見守り強化にもつながる。さらに、振り込め詐欺については、高齢者の場合、自分はだまされないと思っていなくても被害者となってしまう例も多く見受けられ、高齢者を犯罪等から確実に守れる方法がない中では、警察官による高齢者世帯への巡回連絡が有効な方法の一つであることから、一人でも多くの高齢者の方に注意を促す必要がある。このため、本人の同意を得ることよりも、本人の安全を守ることを優先すべきである。また、上記の方法により高齢者の安全の確保を効果的かつ効率的に行うためには、高齢者名簿が必要である。このことにより犯罪への抵抗力の強い野田市につながっていくものであるから、本件事務には合理的な理由があり、公益上特に必要があるものに該当すると考える。

・野田市情報公開・個人情報保護審査会の判断の理由

本件高齢者名簿は、野田警察署から『特に年々増加する高齢者が標的となる振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策は、高齢者の安全と安心を確保する上で早急な対策が求められ、当署では、市内に居住する高齢者の犯罪等に対する抵抗力強化を目的とした高齢者の安全・安心総合対策を推進しており、この対策を実施する上で、警察官による高齢者世帯への巡回連絡の際、効果的かつ効率的に防犯指導等を推進するため』との理由により提供を求められ、実施機関が野田市個人情報保護条例の規定に基づき当審査会の意見を聴いた上で提供したものであり、警察官による高齢者世帯への巡回連絡を効果的かつ効率的に実施し、年々増加する高齢者が標的となる振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策に資する

ための本件高齢者名簿提供事務については、公益上必要があると認められる。

しかしながら、振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策については、実際に発生した事例の広報活動による注意喚起などの方法もあり、本件高齢者名簿の提供以外に有効な方法がないとは認められない。このため、有効性と個人情報の保護の双方の必要性を考慮すると、本件高齢者名簿提供事務には、個人情報の保護よりも優先させるべき必要性が高いとまでは認められない。

よって、条例第9条第1項第5号に規定する公益上特に必要があると認められるときに該当するとは認められない。

#### ・経過

平成24年1月23日 野田警察署から高齢者名簿の提供依頼

平成24年2月6日 野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿提供事務に条例第9条第1項第5号の公益上特に必要があると認めるときを適用することについて、野田市情報公開・個人情報保護審査会の承認

平成24年～27年 毎年、野田警察署からの依頼に基づき高齢者名簿を提供し、野田市情報公開・個人情報保護審査会へ報告

平成27年6月16日～9月18日 52件の利用停止請求（これに対しては、利用不停止を決定）

平成27年9月7日～10月23日 利用不停止決定に対する13件の異議申立て

平成27年10月30日 13件の異議申立てについて、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問

平成28年6月22日 野田市情報公開・個人情報保護審査会の答申  
『条例第9条第1項第5号に規定する公益上特に必要があると認められるときに該当するとは認められない』

平成28年6月30日 本件事務の廃止を決定

## 【条例】

### (利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者（本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審査会に報告するものとする。